

別紙 1

平泉町地域おこし協力隊募集・採用支援業務委託 仕様書

1. 業務名

平泉町地域おこし協力隊募集・採用支援業務委託

2. 業務目的

本業務は、首都圏や都市部の若者等の意欲ある外部人材を活用し、地域活性化を推進するため、「地域おこし協力隊」として誘致・定着させることを目指し、平泉町の地域課題や受入体制、活動内容に適合した人材を効果的に確保するため、公募の企画・実施、応募者の募集・選考プロセス支援に加え、採用から着任までのスムーズな移行を支援することなどを目的とする。

3. 業務期間

契約締結日の翌日から令和9年3月31日まで

4. 履行場所

平泉町内ほか

5. 募集予定ミッション

本業務で募集対象とするミッションは3種（各ミッション1名ずつ、令和9年4月1日着任予定）を想定している。

※現在、役場各課へ地域おこし協力隊活用希望調査を実施中。令和8年8月中に募集ミッションを決定する予定。

6. 業務内容

募集予定ミッションについて、次のとおり業務を行うことを基本とする。なお、受託者から提案され、効果的な取り組みであると町が認める場合は、委託契約金額の範囲内で提案業務の実施も可能とする。年度内において募集予定ミッションに変更が生じた場合には、町と受託者間で協議の上、募集内容等を決定するものとする。

(1) 地域おこし協力隊活用ミッション策定支援

- ① 現状実施中の活用希望調査結果を基に、町及び隊員の受入れ事業者と協議の上、地域おこし協力隊制度の趣旨に則ったミッション策定のアドバイスと具体化を支援すること。

- ② 策定したミッションに基づき、地域資源や地域課題、地域のニーズ、受け入れ体制等を踏まえて募集の詳細を定め、募集要項を作成すること。なお、募集対象は、地域おこし協力隊員の特別交付税措置に係る地域要件確認表の適用基準を満たす者とする。
- (2) 募集計画の作成並びに募集プロモーション活動の実施
 - ① (1)で策定したミッションに基づき、募集、選考、内定、着任までの具体的かつ効率的な実施方法並びにスケジュールについて企画・立案し、それらをまとめた計画書を作成すること。
 - ② 計画書に基づき、募集活動を行うとともに、地域おこし協力隊として意欲的に取り組むことが見込まれる人材に対してWEBサイト等を利用したスカウトを実施すること。
 - ③ 募集にあたっては、求める人材の募集に適した各種メディア、イベントによる広報やSNSの活用など、効果的かつ効率的なプロモーションを行うこと。なお、掲載等に伴う費用は受託者の負担とする。
 - (3) 募集説明会等の開催
 - ① 地域おこし協力隊員の活動に興味・意欲があり応募を検討している者（以下「応募検討者」という）を対象に、募集説明会（オンライン形式を想定）を1回以上開催すること。
 - ② 応募検討者を対象に、必要に応じて現地見学会を1回以上開催すること。
 - (4) 個別カジュアル面談業務
 - ① 応募検討者に対し、オンライン等を活用して活動内容の詳細や本町の雰囲気、応募方法等を伝え、応募に対する不安解消や活動実態とのミスマッチを未然に防ぐ「個別カジュアル面談」を実施すること。
 - (5) 応募受付・選考支援
 - ① 隊員として活動を希望する者（以下「隊員希望者」という）の応募受付を行うこと。
 - ② 隊員希望者に対する選考を町及び隊員の受入れ事業者とともに実施し、各選考過程において、必要な支援（アドバイス、選考のフォロー等人柄を含め適切な人材を確保するために必要な支援全般）を実施すること。
 - ③ 選考の結果、採用予定人数に満たない場合は、町と協議の上、継続して隊員の募集プロモーション活動を実施すること。
 - (6) その他、受託者が本業務の公募型プロポーザルで独自に企画・提案した業務で、町が効果的な取り組みであると認めたもの

7. 想定スケジュール

令和8年8月上旬	業務委託契約締結
令和8年8月上旬～下旬	募集要項、募集記事の作成
令和8年8月下旬～11月上旬	募集期間
令和8年12月中旬	最終面接
令和9年1月～3月	採用者の決定、着任準備
令和9年3月	成果品提出・支払い等
令和9年4月1日	地域おこし協力隊員着任

8. 成果品

(1) 業務委託実績報告書（任意様式）：A4版カラー

(2) 業務で作成した資料一式

※紙媒体及び電子データを提出すること。

※提出後に不備等が発見された場合は、受託者の責任において修正し再提出すること。

9. その他

(1) 受託者は、本業務で知り得た事項及び情報等を、履行期間終了後も含め、第三者に漏らしてはならない。

(2) 本業務による成果品は、データを含めて町に帰属するものとし、町の承認を得ずに使用又は貸与しないこと。ただし、別途協議が必要な場合はこの限りでない。

(3) 成果品に契約不適合があった場合は、町の指示により速やかに訂正すること。履行期間終了後も同様とする。

(4) 本仕様書に記載のない事項及び業務上疑義が生じた場合は、町と受託者との協議の上、解決するものとする。